

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2023 年 6 月 12 日

大津市長 殿

提出者

住 所 滋賀県大津市馬場一丁目15番15号

氏 名 大津板紙株式会社

代表取締役社長 熊本 吉喜

電話番号 077-522-4171

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大津板紙株式会社
事業場の所在地	滋賀県大津市馬場一丁目15番15号
計画期間	2023年4月1日～2024年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	製紙業
② 事業の規模	製品生産量 215,778 t/年 2022年度実績
③ 従業員数	132名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙①（産業廃棄物委託契約体系図）の通り

（日本産業規格 A列4番）

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

産業廃棄物処理責任者 産業廃棄物技術責任者		代表取締役社長
産業廃棄物事務担当	産業廃棄物現場担当	
資材部長	資材部長	
資材課長	資材課長	
事務管理 (適正処分現地確認、委託契約書締結、官公庁 への報告届出等)	排出現場現物管理 (日々の発生量・保管・排出手配等)	

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 (2022 年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類・金属くず・汚泥等10種類程度	
	排出量	3363 t	t
	(これまでに実施した取組) 歩留まり向上、排出量削減の為設備改善を行いました。操業トラブルが相次いだ為結果的に廃棄物の発生量が増加しました。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類・金属くず・汚泥等10種類程度	
	排出量	2763 t	t
	(今後実施する予定の取組) 設備更新後、廃プラスチック類紙くず金属くずの混合廃棄物の発生量が140 t/月→250 t/月へ増加しましたが、操業方法の改善により200 t/月に減少しました。更なる操業改善を検討し産業廃棄物の削減に努めます。 2023年度はメインとなる産業廃棄物の発生量を、年間600 t削減する目標としています。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) オフィスから出る紙ごみは当社製品の原料として再利用をしております。製紙スラッジ、金属くず、廃油等は有価物売却しており、その他は廃棄物として10種類程度に分別しています。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 今後も適切に分別できる様、廃棄物置き場の5S及び日々の確認を実施します。(返却可能なポリ缶等分別により廃プラ排出量削減)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 2022 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類・金属くず・汚泥等10種類程度	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	該当無し	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類・金属くず・汚泥等10種類程度	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	該当無し	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 2022 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類・金属くず・汚泥等10種類程度	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	該当無し	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	該当無し	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類・金属くず・汚泥等10種類程度	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	該当無し	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	該当無し	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 2022 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類・金属くず・汚泥等10種類程度	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	該当無し	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類・金属くず・汚泥等10種類程度	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	該当無し	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 2022 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類・金属くず・汚泥等10種類程度	
	全処理委託量	3363	t
	優良認定処理業者への処理委託量	976	t
	再生利用業者への処理委託量	2532	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	t
(これまでに実施した取組) 再生利用業者や、優良認定処理業者への処理委託を推進致しました。			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類・金属くず・汚泥等10種類程度	
	全処理委託量	2763 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	800 t	t
	再生利用業者への処理委託量	2076 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 第2面「廃棄物排出の抑制に関する事項」②計画に同じ		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

大津板紙 産業廃棄物委託契約体系図

当社からの費用の支払先 ←
当社との委託契約締結先 ←

業者間の委託契約締結先 ←

排出事業者:大津板紙㈱

